

船舶事故調査報告書

平成23年7月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年2月22日 18時51分ごろ
発生場所	香川県高松市男木島北岸付近の浅所 男木島灯台から真方位253° 130m付近 （概位 北緯34° 26.0′ 東経134° 03.6′）
事故調査の経過	平成23年2月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 シェン タン (パナマ共和国籍)、1,997トン 9376189 (IMO番号)、KUNLUN INDUSTRIAL COMPANY LIMITED 79.99m×13.60m×7.00m、鋼 ディーゼル機関、1,080kW、2006年6月16日
乗組員等に関する情報	一等航海士（中華人民共和国籍） 男性 62歳 乙種二等（総トン数500トン以上3000トン未満の船舶の船長及び一等航海士、中華人民共和国発行） 免状交付年月日 2010年4月20日 免状有効期間満了日 2013年11月11日
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか11人が乗り組み、空倉で船首喫水約1.05m、船尾喫水約3.35mをもって、徳島県阿南市 橘 港に向けて備讃瀬戸東航路をこれに沿って東進した。 船橋当直中の一等航海士は、針路約075°（真方位）及び対地速力約10.1ノット（kn）で航行し、平成23年2月22日18時39分ごろ、男木島西方の備讃瀬戸東航路中央第3号灯浮標（以下「中央第3号灯浮標」という。）を左舷に見て通過した。 一等航海士は、船位の確認を行っていなかったため、中央第3号灯浮標付近の航路屈曲部を通過したことに気付かず、左に変針せずに同じ針路で航行し、間もなく備讃瀬戸東航路から航路外に出た。 本船は、航路外を男木島北岸に向けて航行を続け、18時51分ごろ男木島北岸付近の浅所に乗り揚げた。 本船は、23時39分ごろ自力離礁した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 0.6m/s、気温 10.0℃ 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 東流約0.7kn 特記事項：日没時刻 17時53分ごろ

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、男木島西方の備讃瀬戸東航路を東北東進中、一等航海士が、船位の確認を行っていなかったことから、中央第3号灯浮標付近の航路屈曲部において航路に沿った針路に変針せず、航路外に出て男木島北岸付近の浅所に向けて航行を続け、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、男木島西方の備讃瀬戸東航路を東北東進中、一等航海士が、船位の確認を行っていなかったため、中央第3号灯浮標付近の航路屈曲部において航路に沿った針路に変針せず、航路外に出て男木島北岸付近の浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	